

株式会社フオークロア 定款

作成 平成 31 年 / 月 22 日



株式会社フォークロア 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社フォークロア と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 簡易宿所、農家民宿等の宿泊業
- (2) カフェ及びレストラン等の飲食施設の経営
- (3) 農作物の栽培、加工食品等の製造販売
- (4) 古材・古道具、骨董品等の収集販売
- (5) 空き家、古民家等の改修事業
- (6) 観光・地域おこし等に関するコンサルティング業務
- (7) 木工品等の土産物の販売
- (8) 学習塾の運営等の教育関連事業
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を長野県木曾郡南木曾町に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とし、1株の金額は金1万円とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

(基準日)

第8条 当社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。



(株主の住所等の届出)

第9条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。なお、届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了日後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、代表取締役が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。ただし、代表取締役に事故あるときは、他の取締役が議長に当たり、取締役全員に事故ある時は、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 各株主は、株式1株につき1個の議決権を有する。

2 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数により決する。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当社には、取締役3名以内を置く。

(取締役の資格)

第17条 当会社の取締役及び代表取締役は、株主総会において、株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によ



って選任する。

(取締役の任期)

第19条 当社の取締役の任期は、選任の日から10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

なお、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

2 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

3 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の報酬)

第21条 当社の取締役の報酬は、株主総会において定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の除斥期間)

第24条 剰余金の配当が、その支払いの提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払い義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金1万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金1万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成31年(西暦2019年)12月末日までとする。

(発起人の氏名等)

第27条 当社の設立発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払込む金銭の額は、次のとおりとする。

長野県木曾郡南木曾町読書4828番地1

発起人 熊谷 洋 1株 この払込金額 金1万円

(設立時取締役及び代表取締役)

第28条 当社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 熊谷 洋、熊谷 理絵



設立時代表取締役

長野県木曾郡南木曾町読書4828番地1 熊谷 洋

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社フォークロア 設立のためこの定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 3 / 年 / 月 22 日

発起人 熊谷 洋



1 登簿平成31年第7号

2 嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支
3 配者となるべき者が熊谷洋である旨及び同人が暴力団
4 員等でない旨を申告した。

5 嘱託人は、本職の面前で、自己の記名押印を自認す
6 る旨を陳述した。

7 よって、この定款を認証する。—————

8 平成31年1月23日、本公証人役場において——

9 長野県伊那市中央4907番地4

10 長野地方法務局所属

11 公証人

12 田畑恵一

